

# クリーニング業法施行規則における 指定洗濯物の消毒方法追加に係る提案

2024年10月23日  
株式会社wash-plus

# 1. 提案背景

近年、病院・診療所等でシーツなどの寝具として利用されるリネン製品を取り扱うリネンサプライ業界は、下記の課題に直面している。

## 燃料・資材価格の高騰

クリーニングにおいては、大量の水とエネルギーを使用するため、燃料価格の高騰は直接的なコスト増加に繋がっている。また、溶剤や洗剤などの資材価格も上昇していることから、収益圧迫を避けられず、廃業に追い込まれる事業者も少なくない。

## 環境規制と衛生管理

環境問題への配慮から、工場から排出される化学物質への規制が強まっている。また、衛生管理基準も厳格化されていることから、それに対応するための設備投資や運営コストが増加している現状がある。

## その他

受託洗濯施設としての衛生基準（多額の設備投資、衛生上の管理、施設構造を満たす運営）を守るものの他、慢性的な人手不足や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う需要の急減など、リネンサプライ業界の中小企業にとって苦しい環境が続いている。

## 2. 現行制度上の規制

現状、クリーニング業法施行規則で定められる指定洗濯物（伝染病の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物）については、厚生労働省の関係通知等を遵守し、下記の消毒方法を用いて洗濯しなければならないとされている。

### 環境衛生局長通達によると…

- 80°C以上の熱湯で10分間以上洗濯する方法
- さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が250ppm 以上の水溶液中に30°Cで5分間以上浸す洗濯方法（終末遊離塩素が100ppmを下らないこと）
- 四塩化エチレンに5分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50°C度以上に保たせ10分間以上乾燥させるという方法による洗濯方法
- 過酢酸濃度150ppm 以上かつ60°C以上の水溶液で10分間以上洗濯する方法又は過酢酸濃度250ppm 以上かつ50°C以上の水溶液で10分間以上洗濯する方法
- 上記と同等以上の消毒効果を有するものは検討のうえ必要に応じ順次追加する予定であること

### 医政局地域医療計画課長通知によると…

- 理学的方法（蒸気・熱湯）による消毒
- 化学的方法（塩素剤・界面活性剤・クロールヘキシジン・ホルムアルデヒドガス・エチレンオキシドガス・オゾンガス・過酢酸）による消毒

〈提案内容〉

指定洗濯物の洗濯に際し、現行制度で認められる  
熱湯消毒（80℃・10分）の代替手段として、  
「アルカリイオン電解水」の消毒方法を追加して欲しい。



しかしながら・・・

**新たな方法を追加する際のプロセスが明らかではない！**

そのため、WG委員のご意見及び厚労省のご見解をいただき、  
試験実施によるエビデンス収集や今後の検討の方向性について、  
提案の実現に向けた進め方を整理したい。

熱湯消毒（80℃・10分）の代替手段として、

「**アルカリイオン電解水**」の消毒方法が実施可能になれば・・・



### 期待される効果

#### • コスト削減と効率化

- 一般的に運用されている熱湯消毒（80℃・10分）に比べ、水の電気分解で得られるアルカリイオン電解水を用いることで低コスト化が見込まれ、昨今の燃料価格の高騰に対する事業者負担の減少に繋がる。
- 薬剤を用いる場合のすすぎ回数（2～3回）に比べ、熱湯消毒と同様に、すすぎ回数1回で十分な消毒効果を得られる見込みがあるため、水道費用の削減と全体作業時間の削減に繋がる。

#### • 環境への配慮

- 環境負荷が限りなくゼロに近いアルカリイオン電解水を用いることで、工場から排出される化学物質の規制強化に対応し、環境への配慮と持続可能な事業運営に繋がる。

#### • 安全性の向上

- 現行の消毒方法で用いる洗剤・消毒剤は皮膚や呼吸器に対する刺激が強く、作業者の健康リスクが危惧されるが、アルカリイオン電解水には化学薬品が含まれないため、作業者の健康リスクの低減に寄与することが期待されます。

- **国家戦略特区等への提案書を用いて厚労省へ検討要請（令和5年3月）**
  - 既存のエビデンスが乏しいこともあり、「物理的・化学的な性状、人体への短期的・長期的影響、消毒の原理、消毒方法、消毒効果等が明らかではないため、ご提案いただいた内容のみでは検討することが困難」と厚労省から回答。
- **厚労省との打合せ1回目（令和5年8月）**
  - 提案実現に不足しているエビデンスに関して、アルカリイオン電解水そのものの消毒効果が分かるデータの提示と、試験対象とすべき菌等の一例を厚労省から説明いただいた。
- **厚労省との打合せ2回目（令和5年10月）**
  - 試験対象とすべき菌等については、熱湯でも消毒できないものがある可能性を踏まえ、アルカリイオン電解水と熱湯消毒との比較試験データをもってエビデンスとして整理し、検討してほしい旨を厚労省へ伝えた。
- **厚労省との打合せ3回目（令和6年3月）**
  - 有識者見解を踏まえ、比較試験の計画を厚労省へ提示するも、過不足等に関するコメントがもらえず、アルカリイオン電解水の基礎データや既存研究の提示を求められた。試験計画の再作成に向け、過去の検討資料を参考としたい旨を厚労省へ伝えるとともに、特区WGヒアでお互いが対応すべきことを明確にしつつ進めたい旨も併せて伝えた。

## 6. 提案実現に向けた検討の方向性①

### ステップ1 **済**

厚労省から共有のあった、過去に別の消毒方法（オゾンガス、過酢酸）を追加した際の検討資料を参考に、アルカリイオン電解水の消毒効果を確認するための試験対象を再度ピックアップした。

### ステップ2 **済**

消毒方法への追加可否を判断できる一定ラインとして、  
「**現行制度で認められる消毒方法（熱湯消毒）の消毒効果と同等以上**」  
と設定し、消毒効果を確認できるような試験計画を北里大学の協力のもとで作成した。（使用細菌株：黄色ブドウ球菌、大腸菌）

### ステップ3

特区WGヒアリングの開催（令和6年10月23日）  
→試験計画・実施に係る省庁見解及び今後の検討の進め方を整理

## 6. 提案実現に向けた検討の方向性②



### ステップ4

WG委員のご意見及び厚労省ご見解を踏まえて試験計画を整理



### ステップ5

試験の実施・結果を厚労省へ提示



### ステップ6

厚労省にて消毒方法の追加に向けて各種対応  
→関係通知等の改正及び周知

# (参考) 関係規定等

## 関係規定①

### クリーニング業法（昭和25年法律第207号）（抄）

（営業者の衛生措置等）

第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。

2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。

3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと

二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと

三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること

四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること

五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

六 その他都道府県（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区については、市又は特別区）が条例で定める必要な措置

### クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）（抄）

（消毒を要する洗たく物）

第一条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。)第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの

二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの

三 おむつ、パンツその他これらに類するもの

四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの

五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

# (参考) 関係規定等

## 関係規定②

### クリーニング所における消毒方法等について（昭和39年9月12日環発第349号厚生省環境衛生局長通達）（抄）

#### 第1 消毒方法及び消毒の効果を有する洗たく方法について

- 1 法第三条第三項第五号の規定による消毒方法は、他の法令に定めがあるものを除き、次の各号の一によること。ただし、石炭酸水、クレゾール水又はホルマリン水を使用する消毒に関しては伝染病予防法施行令第三条第二項に規定する医薬品を使用してもさしつかえないこと。  
なお、伝染病予防法第一条第一項又は第二項に規定する伝染病の患者のせんたく物を委託することは、同法第10条の規定により、一般的には禁止されているものであること。
  - (1) 蒸気消毒(10分間以上、摂氏100度をこえる湿度に触れさせるものをいう。)
  - (2) 熱湯消毒(10分間以上、摂氏80度をこえる熱湯に浸すものをいう。)
  - (3) ホルムアルデヒドガス消毒(あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上を発生せしめ、同時に水40g以上を蒸発させ、密閉したまま摂氏60度以上で一時間以上触れさせるものをいう。)
  - (4) 酸化エチレンガス消毒(あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスとこれを不活化する炭酸ガス等を1対9の割合に混じたものを同時に注入し、常圧にもどすか又は加圧した後、摂氏50度以上で1時間以上触れさせるものをいう。)
  - (5) 石炭酸水消毒(石炭酸水(日本薬局方フェノール2分、水98分)中に摂氏30度以上で10分間以上浸すものをいう。)
  - (6) クレゾール水消毒(クレゾール水(日本薬局方クレゾール石けん液1分、水99分)中に摂氏30度以上で10分間以上浸すものをいう。)
  - (7) ホルマリン水消毒(ホルマリン水(日本薬局方ホルマリン1分、水99分)中に摂氏30度以上で10分間以上浸すものをいう。)
  - (8) 過酢酸消毒(過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に摂氏60度以上で10分間以上浸すもの又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に摂氏50度以上で10分間以上浸すものをいう。)
- 2 1の各号に示した消毒方法に代えて行なうことができる消毒の効果を有する洗たく方法とは次の各号の1に指すものであること。
  - (1) 摂氏80度以上の熱湯で10分間以上洗たくする方法
  - (2) サラシ粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が250ppm以上の液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末濃度が100ppm以上になるような方法で漂白することをその工程の中に含む洗たく方法
  - (3) 四塩化エチレンに5分間以上浸し洗たくした後、四塩化エチレンを含む状態で摂氏50度以上に保たせ10分間以上乾燥させるという方法による洗たく方法
  - (4) 過酢酸濃度150ppm以上かつ摂氏60度以上の水溶液で10分間以上洗たくする方法又は過酢酸濃度250ppm以上かつ摂氏50度以上の水溶液で10分間以上洗たくする方法
- 3 消毒の効果を有する洗たく方法については前記以外の方法によつてもこれらと同等以上の消毒の効果を有するものも考えられるので、当局で検討のうえ必要に応じ順次追加する予定であること。

# (参考) 関係規定等

## 関係規定③

### クリーニング所における衛生管理要領（昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知）（抄）

#### 第4 消毒

#### 1 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要

##### (1) 消毒方法

###### ア 理学的的方法

###### (ア) 蒸気による消毒

蒸気がま等を使用し、100°C以上の湿熱に10分間以上触れさせること（温度計により器内の温度を確認すること。）。

(注) 1 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。

2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

###### (イ) 熱湯による消毒

80°C以上の熱湯に10分間以上浸すこと（温度計により温度の確認をすること。）。

(注) 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。

###### イ 化学的方法

###### (ア) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30°C以上で5分間以上浸すこと（この場合終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある。

###### (イ) 界面活性剤による消毒

逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30°C以上で30分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。

###### (ウ) ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積1m<sup>3</sup>につきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60°C以上で1時間以上触れさせること。

###### (エ) 酸化エチレンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを1対9に混合したものを注入し、大気圧に戻し50°C以上で2時間以上触れさせるか、又は1kg/cm<sup>2</sup>まで加圧し50°C以上で1時間以上触れさせること。

###### (オ) 過酢酸による消毒

過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に60°C以上で10分間以上浸すこと又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に50°C以上で10分間以上浸すこと。(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるため、使用する際は注意すること。

##### (2) 消毒効果を有する洗濯方法

洗濯物の処理工程の中に次のいずれかの工程を含むものは、消毒効果を有する洗濯方法である。

###### ア 洗濯物を80°C以上の熱湯で10分間以上処理する工程を含むもの。

イ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が250ppm以上の液に30°C以上で5分間以上浸し、終末遊離塩素100ppm以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。

ウ 四塩化（パークロル）エチレンに5分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で50°C以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含むもの。

エ 洗濯物を過酢酸濃度150ppm以上かつ60°C以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むもの又は過酢酸濃度250ppm以上かつ50°C以上の水溶液で10分間以上処理する工程を含むもの。

(注) (1) イ (オ) の (注) に留意すること。

# (参考) 関係規定等

## 関係規定④

### 病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）（抄）

#### 3 感染の危険のある寝具類の取扱い

(1) 感染の危険のある寝具類に係る消毒方法については、次によること。

ア 一類感染症等の病原体により汚染されているものについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の規定に基づいて定められた消毒方法によること。

イ ア以外の感染の危険のある寝具類については、別添2に定める消毒方法によること。

#### (別添2)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

#### 1 理学的的方法

(1) 蒸気による消毒 蒸気滅菌器等を使用し、100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌（破傷風菌、ガス壊疽菌等）により汚染されているもの（汚染されているおそれのあるものを含む。）については、120℃以上の湿熱に20分間以上作用させること。

(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 熱湯による消毒 80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

(注) 1 温度計により温度を確認すること。

2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。

#### 2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒 さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素250ppm以上の水溶液中に、30℃で5分間以上浸すこと（この場合、終末遊離塩素が100ppmを下らないこと。）。

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒 クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。（注）塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

(4) ガスによる消毒

① ホルムアルデヒドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で7時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/cm<sup>2</sup>まで加圧し50℃以上で1時間30分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒 あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、C T値6000ppm・min以上作用させること。また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」（平成19年3月30日付医政経発第0330002号厚生労働省医政局経済課長通知）を遵守すること。

(注) 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。

(5) 過酢酸による消毒 過酢酸濃度150ppm以上の水溶液中に60℃以上で10分間以上、又は過酢酸濃度250ppm以上の水溶液中に50℃以上で10分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるので留意すること。